

令和 2 年 2 月 28 日

第 19 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招 集 日 時 及 び 場 所

日 時 令和2年2月28日  
午後1時30分～午後16時00分  
場 所 出水市役所本庁4階大会議室

## 出 欠 委 員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会 長	横 峯 均	6 番	久 野 敏 朗	1 2 番	樋 口 修
1 番	重 信 肇 一	7 番	松 元 秀 一	1 3 番	大 城 勝 司
2 番	脇 田 博 志			1 4 番	澤 田 泰 之
3 番	田 下 勉	8 番	花 園 ハルエ	1 5 番	平 中 和 徳
4 番	小 倉 幸 夫	1 0 番	田 中 紀 子	1 6 番	榎 木 美 代 子
5 番	外 園 優	1 1 番	井 町 和 夫		

#### 農地利用最適化推進委員

2 1 番	中 尾 義 徳	2 5 番	藺 牟 田 慶 嗣	2 9 番	坂 上 茂 信
2 2 番	岩 下 努	2 6 番	富 永 重 満	3 0 番	釜 義 治
2 3 番	岩 元 慎 太 郎	2 7 番	松 元 浩 文	3 1 番	川 畑 健 男
2 4 番	福 本 悟	2 8 番	澤 田 み ね 子		

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

9 番 川 内 三 郎

## そ の 他 出 席 者

小 田、犬 渕、松 原、荒 木、有 川

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5 号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第19回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。

なお、9番 川内委員から欠席届が提出されています。

推進委員は、全員出席をいただいております。

議事録署名委員を指名いたします。

8番 花園委員と10番 田中委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(重信委員報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。7番委員  
お願いいたします。

7番 7番委員です。2月25日、午後1時から5時まで、12番委員、21番委員、事務局職員  
と現地調査し、審議した結果を報告いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転です。

7ページ、1項。譲受人は、荘の合同会社〇〇代表の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、熊本県  
在住の〇〇〇〇〇〇さん。2人の関係は他人です。土地表示、高尾野町下水流〇〇〇番〇、田、  
1, 025㎡。もうひとつは、高尾野町江内〇〇〇〇番〇、畑、359㎡。もうひとつの荘  
〇〇〇〇番〇、田、1, 472㎡。計の2, 497㎡。許可後の面積、66, 774㎡。移  
転理由は、規模拡大と農業廃止です。この田んぼ2筆ありますけども、ここにはですね現在の  
の所有者の名前をですね、識別表示をしてあったので、非常に助かるなという風に感じまし  
た。それから2番目に畑がありますけども、畑は少し竹がありましたので、これをきれいに  
に整地しまして、野菜を作るということでした。田んぼは水稲、畑は野菜ということでした。

2項に移ります。譲受人は、上中の〇〇〇〇さん。譲渡人は、埼玉県在住の〇〇〇〇さん。  
〇〇さんはおじさんにあたるそうです。土地表示、武本〇〇〇〇〇番、畑、2, 625㎡、  
外1筆、計3, 396㎡。許可後の面積が8, 234㎡です。受贈と贈与です。ここには、  
甘藷と水稲を作られるそうです。

3項。譲受人、太田の〇〇〇〇さん。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇〇〇さん。関係は他人  
だそうです。土地表示、上鯖淵〇〇〇〇番、畑、166㎡。許可後の面積、6, 949㎡。  
規模拡大と相手方の要望です。場所はですね、家の近く、隣なんで、隣の土地の竹やぶが植  
わりましたけれどもこれを切り開いて野菜を作るということでした。

4項。譲受人、松ヶ野自治会の〇〇〇〇さん。譲渡人は、愛知県在住の〇〇〇〇〇〇さん。  
もう1人です。沖縄県在住の〇〇〇〇〇〇さん。関係は他人だそうです。土地表示、高尾野町  
大久保〇〇〇〇、田、336㎡。許可後の面積、4, 301㎡。受贈と贈与です。この土地  
は、小田原勝さんの隣の土地なので、土地が広くなり使いやすくなるというふうに感じまし

た。

5項。譲受人、太田の〇〇〇〇さん。譲渡人、広島県福山市在住の、〇〇〇〇さん。知人だそうです。土地表示、上鯖淵〇〇〇〇番〇、畑、397㎡。許可後の面積、3,212㎡です。

受贈と贈与です。ここには柑橘を植え付けされるそうです。

6項。譲受人、上水流の〇〇〇さん。譲渡人、上水流の〇〇〇〇〇さん。2人の関係は兄弟だそうです。土地表示、高尾野町柴引〇〇〇番〇、畑、438㎡。外2筆。計3筆で510㎡です。許可後の面積、7,220㎡。受贈と贈与です。ここには現在一部イヌマキが植わってますけども、今後植木をなされるそうです。

次8ページ、7項です。譲受人は、長島町平尾在住の〇〇〇〇さん。譲渡人は、大阪市在住の〇〇〇〇さん。土地表示、福ノ江町〇番〇、畑、246㎡。許可後の面積、3,935㎡。農業廃止と規模拡大です。

この7項に関してはですね、12月3条申請で出されてたんですけども、不許可になっています。今回分筆をされてですね、再提出になっています。長島町から福ノ江までどうして来られるかということですけども、場所はですね、〇〇さんが取得して、この地に長島から移って来られるそうです。〇〇さんは電工会社を経営されてますけども、農業もやられるという事です。今長島町では、ジャガイモ3,620㎡作られて、キャベツも作ってるところでした。それからこれに関連してですね、57ページに4条申請がだされています。これは始末書付きですけども、こういうことで、1回不許可になったのが再提出してるんです。

それから8項です。譲受人は、西之口の〇〇〇〇さん。譲渡人は、死因贈与執行者の〇〇〇〇さん。土地表示、武本〇〇〇〇番〇、畑、262㎡。許可後の面積、6,573㎡。受贈と贈与です。この土地はですね、〇〇さんの家の近くで、道路を挟んですぐ近くでした。現在も野菜を作っていらっしやいまして、私たちが行ったときも、調査したときもですね現在畑で野菜の手入されておられました。

以上、1項から8項まで農地法第3条第2項の各項に該当しないため、許可相当と判断しました。

次に賃借権設定1年です。

1項。借人は、太鼓橋の〇〇〇さん。貸人は向江の〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番、畑、366㎡。許可後の面積、7,589㎡。規模拡大と相手方の要望です。2人の関係は知人で、調査に行った時ですけども、相対でですね、ブロッコリーを植えてありました。今後も野菜、ブロッコリーなどを栽培されるそうです。

次に使用貸借権の設定の3年です。借人は、松ケ野の〇〇〇〇さん。貸人は大久保の〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町柴引〇〇〇〇、田、1,363㎡。許可後の面積、4,301㎡。規模拡大と規模縮小ということです。2人の関係は知人です。そこは水稻を作られるそうです。

これ2件とも許可相当と判断しました。

それから空き家に附属した農地の指定です。

1項。申請人は、鹿児島市在住の〇〇〇〇さん。土地表示は、美原町〇〇〇〇番、畑、128㎡です。これにつきましては、14ページをお開きください。14ページの安原団地と

いう所がありますけれども、申請地にあらわしてあります斜線部分がですね、空き家に附属している農地です。空き家はその道路の向かい側の白い部分ですね。そこが空き家になってます。家もがっちりしたい家だったです。空き家と農地の所在地は、空き家に附属する農地として差し支えないと判断しました。なので、承認と判断いたします。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(挙手あり)

議長 はい、どうぞ。

1番 1番委員です。第1項、譲受人が認定農家じゃないかと思うんですけど、これを3条でという、所有権移転になった理由ちゅうのは、根拠がございますか。基盤法ででてきたと思うんですけど、基盤法でしたほうが売り人のほうも税法上有効だったと思うんですが。

議長 事務局分かりますか。

事務局 行政書士の方が持って来られた時に、基盤法でもできますということで、話をしたんですけども、この農地だけではなく他の農地以外のものもまとめて所有権移転なりするというので、もう今回は3条ですということにおっしゃいましたので、そのまま受理しました。

議長 他にございせんか。

(挙手あり)

1番 もう1件だけ。

議長 はい、どうぞ。

1番 もう1件、説明もありましたけれども、これの7項、12月で不許可になった分ですけども、これに私も12月の時でも質問しようかちゅうに思っておったんですけども、不許可になって。今度は現地調査にも行きました。そのことで内容がちょっと分かりましたので、皆さんにちょっと紹介したいと思っております。

長島町の人が、なんで出水に250㎡ぐらいの土地を求めておられるのかとちょっと不思議に思っていたんですが、そこに調査に行った時に、この〇〇さん、大阪在住ですけども〇〇さんの家が住宅がありまして、その住宅を〇〇さんが購入されて、それに附属した隣にある畑という事で購入されたちゅう事で、その家に移り住んで、庭先の畑を耕作するという事であったようです。そういう事で、長島の人がなんで出水にちゅうのは、納得したんですけども、あと今度は、12月で不許可になったちゅうのは、畑1筆、地籍図では1筆なんですけれども、現地に行ってみれば、畑とその住宅の入り口、入り口部分ちゅうのをはつきりブロックで積んで、舗装されて、畑の境界に植木もちゃんと植えてというようなことで、そこをば12月の時は、その入り口の舗装された部分にダンプカー1台ぐらい泥を入れて、泥を広げてそこに玉ネギを植えてというカモフラージュしたような事で、これでは、もうどうしても1枚の畑とは認められないちゅうようなことで、不許可になったようでございます。今回は先ほど説明がありましたが、そこを分筆して、畑の部分と、それから宅地に入るその住宅の入り口部分を、ちゃんと家が建った当時にもうつくられた入り口です。そういうことで、2筆に分けて、分筆して2筆に分けて、今度は申請されたという事であったことをば皆さんにお話ししておきます。以上です。

議長 他にございせんか。

議長 ないようです。調査員の報告では、全件許可相当、空き家に附属した農地指定については、

差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、1項から8項、それから、賃借権の1年、それから使用貸借権の3年の3件については許可相当、それから空き家に附属した農地については、差し支えないと決定をいたします。

議長 議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。今月は案件が、大変多くございます。委員に関する案件がございますので、まず委員の除斥の項目から入ります。報告を12番委員にお願いいたします。5番委員が該当します案件から入ります。18ページの第12項。

(5番委員 退室)

12番 12番委員です。調査日・人員は7番委員と同じですので省略します。

農地利用集積に係る賃借権3年、第12項。土地表示高尾野町唐笠木〇〇〇番〇田2, 444㎡。借人が、唐笠木自治会の〇〇〇さん。水稻・野菜の認定農家です。貸人が、野平自治会の〇〇〇〇さん。これは再設定ですので、今後も作付けをして利用されるので適当と判断しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました、御意見・御質問ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 なしという事で、適当と報告されましたので、そのように決定いたします。

続きまして、21番、22番13番委員が該当します。

(5番委員 入室)

(13番委員 退室)

議長 21番から22番まで。はい、お願いします。

12番 農地利用集積に係る賃借権5年。借人は、6, 7, 8項とも、(有)〇〇〇〇〇〇〇(代)〇〇〇さん。採卵鶏・水稻・野菜の認定農家です。

第6項、土地表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番〇〇畑3, 282㎡。貸人が、上り立自治会〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第7項、高尾野町大久保〇〇〇〇番〇畑464㎡、外2筆、計3筆の1, 709㎡。貸人が、上り立自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第8項、高尾野町大久保〇〇〇〇番畑2, 345㎡、外6筆、計7筆の16, 839㎡。貸人が、上り立自治会〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。審議した結果、全ての事項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 ありませんということで、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、適当と決定いたします。

続きまして、27頁4番委員の退席をお願いいたします。

(13番委員 入室)

(4番委員 退室)

12番 農地利用集積に係る賃借権5年。27頁。24項と25項は借人が、出水八幡自治会の〇〇〇さん。水稻・葉タバコの認定農家です。

第24項、土地表示、文化町〇〇〇番 田 2, 673㎡。貸人が横尾自治会の〇〇〇〇さん。再設定です。

第25項、文化町〇〇〇番 田 1, 779㎡。貸人が、横尾自治会の〇〇〇〇〇さん、外1名。再設定です。2項とも再設定ですので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 なしということで、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、適当と決定いたします。

引き続きまして、33頁27番委員の退席をお願いいたします。

(4番委員 入室)

(27番委員 退室)

12番 農地利用集積に係る賃借権5年。43、44、45項です。借人は、下山自治会の〇〇〇〇さん。水稻の認定農家です。

第43項、土地表示、高尾野町唐笠木〇〇番〇 田 2, 338㎡。貸人が砂原自治会の〇〇〇〇〇〇さん。これも再設定です。

第44項、土地表示、高尾野町唐笠木〇〇番〇 田 1, 725㎡。貸人が、麓自治会の〇〇〇〇〇〇さん、外1名。これも再設定です。

第45項、高尾野町唐笠木〇〇番〇 田 1, 102㎡。貸人が、上水流自治会の〇〇〇〇〇さん。これも再設定です。3項とも再設定ですので、適当と判断しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 なしということで、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、適当と決定いたします。

引き続きまして、39頁14番委員の退席をお願いいたします。

(27番委員 入室)

(14番委員 退室)

12番 次39ページ。賃借権の設定10年。

第6項です。土地表示、美原町〇〇番〇 田 1, 925㎡、外1筆、計2筆で3, 790㎡。借人が、平松上自治会の〇〇〇〇〇〇さん。野菜・水稻の認定農家です。貸人が、安原自治会〇〇〇〇〇〇さん。再設定ですので、適当と判断しました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 なしということで、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、適当と決定いたします。

(14番委員 入室)

議長 それでは、15分からお願いをいたします。

12番 農用地利用集積に係る賃借権の設定1年。

第1項、これは再設定ですので、お目通してください。

農用地利用集積に係る賃借権の設定3年。

第1項、高尾野町柴引〇〇〇〇番 畑 1, 306㎡。借人が柴引自治会の〇〇〇〇さん。野菜の新規認定農家です。貸人が、麓自治会の〇〇〇〇さん。新規設定です。

第2項、高尾野町下高尾野〇〇番〇 畑 3, 360㎡、外1筆、計2筆で4, 617㎡。借人が、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇 代〇〇〇〇さん。露地野菜・施設野菜の認定農家です。貸人が、下高尾野下自治会の〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第3項、高尾野町柴引〇〇〇〇番〇 畑 656㎡、外1筆、計2筆の1, 289㎡。借人が荘下自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の新規認定農家です。貸人が、神奈川県相模原市の〇〇〇〇さん。新規就農と貸付希望の新規設定です。

第4項、高尾野町下高尾野〇〇〇番〇 畑 1, 443㎡。借人が荘下自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の新規認定農家です。貸人が、宮崎市の〇〇〇〇さん。新規就農と貸付希望の新規設定です。

第5項、高尾野町江内〇〇〇〇番〇〇 畑 5, 840㎡、外1筆、計2筆で7, 786㎡。これも借人は、荘下自治会の〇〇〇〇さんです。貸人は、春日町自治会の〇〇〇〇さん。新規就農と貸付希望の新規設定です。

第6項、野田町上名〇〇〇〇番〇 田 1, 686㎡、外1筆、計2筆の2, 715㎡。借人は、別府自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の新規認定農家です。貸人は、籠土山自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第7項から19分の第14項まで再設定ですのでお目通してください。

農用地利用集積に係る賃借権の設定5年。

第1項、土地表示、上鯖淵〇〇〇〇番〇 田 800㎡、外1筆、計2筆で3, 817㎡。借人は、西大野原自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の認定農家。貸人は、北九州市在住の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第2項、土地表示、武本〇〇〇〇番〇 田 2, 141㎡。借人は、田之頭自治会の〇〇〇〇さん。水稻の担い手農家です。貸人は、折尾野自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第3項、文化町〇〇〇番 田 1, 180㎡、外4筆、計5筆で6, 001㎡。借人は、今村自治会の〇〇〇〇さん。野菜・水稻の認定農家です。貸人は、山下自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。



第4項、文化町〇〇〇〇番 田 1, 939㎡、外2筆、計3筆の3, 566㎡。借人は、上村東自治会の〇〇〇さん。水稲・果樹の新規認定農家です。貸人は、東京都在住の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第5項、汐見町〇〇〇番 田 1, 844㎡、外2筆、計3筆の6, 391㎡。借人は(有)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇さん。水稲・露地野菜の認定農家です。貸人は、東京都在住の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第6項・7項・8項は先ほど終わりましたので省略いたします。

第9項、高尾野町大久保〇〇〇〇番 田 2, 945㎡。借人は、大久保自治会の〇〇〇〇さん。水稲・たばこの認定農家です。貸人は、松ヶ野自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第10項、高尾野町下高尾野〇〇番 畑 882㎡、外3筆、計4筆の4, 233㎡。借人は、野添下自治会の〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人は、下高尾野下自治会の〇〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第11項、高尾野町下高尾野〇〇〇〇番1〇 田 2, 897㎡。借人は、別府自治会の〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の新規認定農家です。貸人は、内野々上自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第12項、野田町上名〇〇〇〇番〇 田 1, 434㎡。借人は、別府自治会の〇〇〇〇〇〇さん。貸人は、上特手自治会の〇〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第13項、土地表示、野田町上名〇〇〇〇番 田 2, 204㎡、外4筆、計5筆の7, 194㎡。借人は、青木原自治会の〇〇〇〇〇〇さん。水稲・たばこの担い手農家です。貸人は、青木原自治会の〇〇〇〇〇〇さん、外1名。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第14項、土地表示、野田町下名〇〇〇番 田 1, 000㎡。借人は、瀬戸自治会の〇〇〇〇〇〇さん。水稲・芋類の認定農家です。貸人は、野田八幡自治会の〇〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第15項、土地表示が、野田町下名〇〇〇〇番 畑 608㎡。借人は、中郡自治会の〇〇〇〇〇〇さん。野菜の新規認定農家です。貸人は、屋地自治会の〇〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第16項、土地表示が、野田町下名〇〇〇〇番〇〇 畑 3, 965㎡のうち1, 400㎡。借人は、別府自治会の〇〇〇〇〇〇さん。果樹の新規認定農家です。貸人は、屋地自治会の〇〇〇〇〇〇さん。新規就農と貸付希望の新規設定です。

第17項から35分の第49項までは再設定ですので、お目通しください。

次に36分。農地利用集積に係る賃借権の設定6年。

第1項、土地表示、平和町〇〇〇番 畑 502㎡、外4筆、計5筆で7, 428㎡。借人は、西大野原自治会の〇〇〇〇〇〇さん。野菜・果樹の認定農家です。貸人が、東大野原自治会の〇〇〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第2項から第5項までは、再設定ですのでお目通しください。

農用地利用集積に係る賃借権の設定10年。

第1項、土地表示、武本〇〇〇番〇 田1, 363㎡、外1筆、計2筆で1, 924㎡。借人は、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇(代)〇〇〇〇〇〇さん。水稲・野菜の認定農家です。貸人は下中自

治会の〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第2項、土地表示、下知識町〇〇〇番〇 田 1, 172 m<sup>2</sup>。借人は今村自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の認定農家です。貸人は、津山自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第3項、土地表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 畑 1, 892 m<sup>2</sup>。借人は、瀬戸自治会の〇〇〇〇さん。水稻・芋類の認定農家です。貸人は、瀬戸自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第4項から43の第22項までは再設定ですので、お目通しください。以上、全ての事項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、44から7番委員お願いします。

7番 7番委員です。調査日時・調査員につきましては、既に報告済ですので省略いたします。農用地利用集積に係る使用貸借権の設定3年です。

44第1項です。土地表示、荘〇〇〇〇番〇 畑 1, 179 m<sup>2</sup>、高尾野町柴引〇〇〇〇番 畑 1, 725 m<sup>2</sup>、高尾野町唐舎木〇〇〇〇番〇 畑 1, 782 m<sup>2</sup>、計3筆で4686 m<sup>2</sup>です。借人は、荘下自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の新規認定農家です。貸人は、下高尾野下自治会の〇〇〇〇さん。申請理由は、新規就農と貸付希望です。新規設定です。使用貸借権の設定5年です。

第1項、野田町上名〇〇〇〇番 田 407 m<sup>2</sup>。借人は、大丸自治会の〇〇〇〇さん。水稻の担い手農家です。貸人は、大丸自治会の〇〇〇〇さん。申請理由は、規模拡大と貸付希望。新規設定です。

第2項、土地表示、野田町上名〇〇〇〇番〇〇 田 2, 134 m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で3,940 m<sup>2</sup>。借人は、仮屋自治会の〇〇〇〇さん。施設園芸の認定農家です。貸人は、大丸自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第3項は再設定です。お目通しください。

次に、使用貸借権の設定10年です。

第1項、土地表示、下大川内〇〇〇番 田 989 m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で2,275 m<sup>2</sup>。借人は、下平野自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の認定農家です。貸人は、下平野自治会の〇〇〇〇さん。規模拡大と貸付希望の新規設定です。

第2、第3項は再設定ですのでお目通しください。

以上、全ての事項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。

次に47。所有権移転です。

第1項、譲受人、千間山自治会の〇〇〇〇さん。緑化樹の認定農家です。譲渡人、大阪府在住の〇〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番 田 1, 122 m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で2,558 m<sup>2</sup>。規模拡大と売渡希望です。規模拡大のため取得し、藪椿を植栽されるそうです。

第2項、野添上自治会の〇〇〇〇さん。水稻の認定農家です。譲渡人、高尾野町柴引〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番 田 778 m<sup>2</sup>。規模拡大と売

渡希望です。規模拡大のため取得し、水稻を耕作するという事です。

第3項、西水流自治会の〇〇〇〇さん。水稻の認定農家です。譲渡人、高尾野町下水流〇番地〇の〇〇〇さん。これは兄弟だそうです。土地表示、高尾野町下水流〇〇〇番〇 田 486㎡、外2筆、計3筆で1,137㎡。規模拡大と売渡希望です。規模拡大のため兄の農地を取得し水稻を耕作するという事です。

48分の第4項です。譲受人は、下山自治会の〇〇〇〇さん。水稻の認定農家です。譲渡人は、下山自治会の〇〇〇さん。親子関係です。上鯖淵の田が4筆、下水流の東干拓の土地が19筆、計23筆で160,463㎡です。受贈と贈与です。父の農地を譲り受け水稻を耕作するという事です。

次に49分、第5項です。譲受人は、阿久根市脇本在住の〇〇〇〇(株) (代〇〇〇〇さん)です。果樹の認定農家です。譲渡人は、神奈川県川崎市在住の〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇〇番 田 341㎡、外2筆、計3筆で2,095㎡。規模拡大と売渡希望です。規模拡大のため取得し果樹を植栽するという事です。

第6項、第7項の譲受人は、野田町下名の〇〇〇〇 (代〇〇〇〇)さんです。水稻・肥育豚・肉用牛一貫・野菜の認定農家です。譲渡人は、高尾野町江内の旧番所自治会の〇〇〇〇さんです。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 田 754㎡。規模拡大と売渡希望です。規模拡大のため取得し、飼料を耕作するという事です。第7項、譲渡人は、京都府城陽市在住の〇〇〇〇〇さんです。土地表示野田町下名〇〇〇〇番 田 234㎡、外1筆、計2筆で1,132㎡。規模拡大と売渡希望です。さきほどと同じく、規模拡大のため取得し、飼料を耕作するという事です。

第8項、譲受人は、木牟礼自治会の〇〇〇〇さん。水稻・果樹の認定農家です。譲渡人、中郡自治会の〇〇〇〇さんです。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 田 722㎡、外1筆、計2筆で983㎡。規模拡大と売渡希望です。ここは水稻を耕作されるという事です。

50分、第9項です。譲受人は、屋地自治会の〇〇〇〇さんです。第9項、第10項同じです。〇〇〇さんは肥育牛一貫の認定農家です。譲渡人は、屋地自治会の〇〇〇さん。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 田 872㎡。規模拡大と売渡希望です。規模拡大のため取得し、飼料を耕作されるそうです。

第10項、譲渡人は、木牟礼自治会の〇〇〇〇〇さん。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 田 894㎡。規模拡大と売渡希望です。ここは先ほどと同じく、取得したら飼料を耕作されるという事です。

第11項、譲受人は、中郡自治会の〇〇〇〇さん。水稻・野菜の認定農家です。譲渡人は、福岡市在住の〇〇〇〇さん。土地表示、野田町下名〇〇〇〇番3 畑 1,402㎡。規模拡大と売渡希望です。取得後に野菜を耕作されるという事です。

第12項、譲受人は、瀬戸自治会の森代秀夫さん。野菜の認定農家です。譲渡人は、瀬戸自治会の田淵一喜さん。土地表示、野田町下名6797番 畑 864㎡。受贈と贈与です。これは前回、取得した土地の戻しとなるそうです。野菜を作られることとなります。

次の中間管理機構の取得まで済ませます。

55分中間管理権の取得ということで、2件で6筆、総面積、5,554㎡が、中間管理権取得になります。

以上、全ての事項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。

それから56ページが、農用地利用集積計画の総括表ですのでお目通しください。以上で報告を終わります。

議長 引き続きましてですね、農用地利用集積に係る所有権移転・農業用施設用地ということで、10番委員をお願いします。

10番 10番委員です。2月26日、11番委員、23番委員、私、事務局で現地調査し、審議した結果を報告いたします。

農用地利用集積に係る所有権移転・農業用施設用地。

第1項、申請人、譲受人、(有)○○○○○○○○○ (代)○○○○さん。肥育豚・水稲・野菜の認定農家です。住所は、野田町下名○○○○番地○。譲渡人、大阪府河内長野市の○○○○さん。土地表示、野田町下名○○○○番 田 515㎡。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人は、同じく(有)○○○○○○○○○さんです。譲渡人は、熊本県宇土市の澤田強さん。土地表示、野田町下名○○○○番 田 252㎡、外3筆、計4筆の1,878㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上、適当と判断いたしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

何かございませんか。

(「なし。」の声)

議長 調査員の報告では、全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第2号 農用地利用集積計画については、調査員の報告通り全件適当と決定いたします。

事務局 資料の訂正をお願いします。57ページになります。第2条、農地法ですが、この議案の議案番号ですが、第4号となっておりますけど、これを3に訂正お願いします。それから61ページ、第5条の議案の番号ですが、5と書いてますけど4号に修正お願いします。61ページです。それともう1か所、68ページ。非農地証明願のところですが、この議案番号6号になってますので、5号に訂正お願いします。以上です。申し訳ありませんでした。

議長 という様なことで、議案番号が誤差が生じております訂正をお願いいたします。

それでは議事を再開いたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。11番委員をお願いします。

11番 11番委員です。26日に私と10番委員、23番委員と事務局職員で現地調査をした結果を報告します。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について。

1項。申請人、大阪市天王寺区伶人町、○○○○さん。土地表示、福ノ江町○番○、畑、64㎡。事業目的としまして、駐車場及び居宅通路64㎡。申請理由としまして、居宅(○番)、地図のですね、申請地地図で、申請地の上の所に宅地○番とありますが、そこと併せて当該地を売却しようとしたところ、当該地の通路が農地法の許可を得ないまま施工されたも

のと知り、本申請にて追認で許可を得たいためということで、始末書付きということで、先ほどの3条の所で、1番委員の方から報告がありましたとおり、その場所の隣ですね、12月の総会の前に私が現地調査したところです。そこは畑で3条申請されていたんですが、コンクリートの上に土が盛ってあってというところで不許可となった所です。そこを今回駐車場の居宅通路として4条申請をなされた所です。場所としましては、先ほどと一緒の所で、3条申請だった申請地でございます。申請が終わり次第そこに住まわれるということで、ここから長島のほうに農業をするために通うということで、電気工事をしながらするということがございました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地ということで、ここは許可相当と判断いたしました。

続きまして、第2項。申請人、高尾野町江内〇〇〇〇番地〇、有限会社〇〇〇〇代表〇〇〇〇さん。土地表示が、次のページに載っております。59ページに。土地表示、申請地、高尾野町江内〇〇〇番〇、田、294㎡。外9筆で、合計5,564㎡。一体利用地としまして、高尾野町江内〇〇〇番、山林、422㎡。外5筆。計2,098㎡。合計7,662㎡です。事業目的としまして、牛舎を2棟2,600㎡。建ぺい率33%。申請理由、当該地を取得し、牛舎敷地の一部として利用したく、令和元年5月頃に農地法の許可を得ないまま造成工事を行たため、今回追認として許可を得たいため。ここで始末書が出ておりますので、始末書付きです。平成30年2月総会にて農地法3条により取得し、一期耕作したものの、その後新たに牛舎増設の必要が生じたため、本申請に至っております。この詳しい内容につきましては、最後のページのほうに、70ページの方に詳しく書いてありますので、お目通しのほうをよろしく申し上げます。

議長 この項についてはですね、事務局より皆さん方にご説明を申し上げます。

11番 それでですね、申請地地籍図をご覧ください。申請の場所ですけど、国道3号線から木牟礼城の所から入って行ったところの左側の所に埋め立ててございました。場所的には。地籍図によりますと、左の畑の方にですね、以前飼料を作られてたということで、そして、申請地のですね、真ん中へんにですね、道路が通ってしまして、市の道路と、それから財務省の国の道路が入ってございまして、そこを払い下げてもらっているということで、そこを埋め立てられたということで、地面では、舗装が真ん中辺りに道路が通っています。前、そこら辺は、もう牟田田で何も作れないような感じでいたために、埋め立ててするということで不耕作地になってたということで、本人さんが言われてました。元々畜舎を建てるつもりではなかったんですが、増設が必要になったためということで、申請したということでございました。牛を320頭ほど2棟建てるということで、その場所はもう埋め立てですね、もうかさ上げしてありまして、3~4mぐらいかさ上げがされてございまして、用水路等も、下の方に用水路が1m幅の約2m幅、左の方に、2m幅の用水路が通ってございまして、備考としまして、土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地ということで、この場所も堆肥が出ますが、以前、農協の堆肥センターの近くに、堆肥舎を〇〇〇〇の方が造られるということで、堆肥の問題は、そっちの方に持って行くから問題ないということで、畜舎自体は、スーパー用資金等を使って畜舎を建てるということでございました。以上で第2項は、農地区と転用等問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」との声)

議長 ありませんということで、調査員の報告では1項、2項許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声)

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、1項、2項許可相当と決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。11番委員をお願いします。

11番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について。

1項。申請人、譲受人、高尾野町江内〇〇〇〇番地〇、有限会社〇〇〇〇代表〇〇〇〇さん。譲渡人、上知識町〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。土地表示は、右側のほうに書いてございます。申請地が高尾野町江内〇〇〇番〇、田、242㎡。一体利用としまして、高尾野町江内〇〇〇番〇、田、294㎡。外14筆で、計7420㎡。合計7,662㎡。でございます。先ほど3条で申請したものと同じでございます。事業目的としましては、牛舎2棟2,600㎡。建ぺい率33%。申請理由が、当該地を取得し牛舎敷地の一部として利用したく、令和元年5月頃に農地法の許可を得ないまま造成工事を行ってしまったため、今回追認として許可を得たいため。始末書付きでございます。先ほどの地図と同じなんですけど、今、斜線がある所だけが田んぼで、そこが〇〇さんの土地で、あとは全部、有限会社〇〇〇〇の方が取得されて名義が代わっております。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地ということですよ。

続きまして、第2項。64ページに入ります。申請人、譲受人、下知識町〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん。譲渡人、高尾野町下高尾野〇〇〇番地、表上、〇〇〇〇〇〇さん。土地表示、高尾野町下高尾野立添山〇〇〇〇番〇、畑、外1筆。合計486㎡。一般住宅1棟102.67㎡。建ぺい率21%。申請理由、現在借家住まいであり、今回新たに一般住宅1棟を建築したいためということでございます。申請地位置図は、504号線のパチンコ平和さんを過ぎて、野田方面に行って、ハマダデンキの所を曲がって、約右側に100mほど行った所でございます。場所的にはあの近辺は小学校の前で、住宅地の新築の家が周りにたくさん建っている場所でございます。そこは丁度畑がありまして、地図でいきましたら、地籍図でいきますと、斜線図の上に道路が通っておりまして、ここに下水道が通っているということと、排水路が通っておりまして。雨水・排水は側溝に、生活用水は下水の方に流すということでございました。右側の方に畑があるんですけど、そこに一ツ葉が植わっておりまして、控えて植えてあったんですけど、ちょっと大きくなって、枝が侵入してきまして、そこは隣とちゃんと話をしてくださいということでお願いをしてきました。土地改良地区内協議済、農用地区域外、第1種農地、集落接続施設ということで、第1項、第2項、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 引き続きまして、8番委員をお願いします。

8番 8番委員です。調査日、調査員は1番委員と同じですので、省かしていただきます。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について。

3項です。申請人、譲受人は、米ノ津町〇〇番〇〇号、元町自治会、〇〇〇〇さん。譲渡人は、広島県在住の〇〇〇〇さん。甥とおじの関係です。土地表示は、下鯖町〇〇〇〇番、畑、290㎡です。一体利用として、下鯖町〇〇〇〇番、公衆用道路、119㎡。合計で409㎡です。事業目的は、一般住宅1棟120㎡。建ぺい率が41%です。なお、この道路については、持分3分の1を既に取得済みです。申請理由は、付近に住宅が多く形成されており、専用住宅として最適と判断したためです。申請地位置図をご覧ください。申請地は、旧街道の野間之関所から南へ100mぐらいの場所にあり、細い道路を入った2軒目です。この申請地は、おじさんにあたる〇〇〇〇さんが、大阪に居住し、申請地には除草シートが張られていました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地です。

雨水は側溝に、生活排水は下水道が整備されております。農地区分と転用目的に問題はいないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

続きまして、66ページに入ります。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての4項です。申請人、譲受人は、米ノ津町〇〇番〇〇号、元町自治会の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、下鯖町〇〇〇〇番地、米ノ津東自治会の〇〇〇〇さん。外1名です。土地表示は、下鯖町〇〇番、畑、87㎡。外2筆の合計3筆の合計344㎡に一体利用として、下鯖町〇〇番、宅地、236㎡を足しまして、合計580㎡です。事業目的は、貸家2棟153.22㎡。建ぺい率は26%です。申請理由は、当該地に貸家2棟を建築したいためです。申請地位置図をご覧ください。申請地は、加紫久利踏切前の旧道を出水方面に100mぐらいの場所にあり、おれんじ鉄道のすぐ西側です。なお、この申請地には、隣接して令和元年6月に転用許可済みの宅地が、6区画もう造成済みでした。こちらの方は建売住宅として販売予定だそうです。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地です。雨水は側溝に、生活排水は下水道が整備されておりました。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、1番委員をお願いします。

1番 はい、1番委員です。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について。

第5項です。申請人、譲受人が、鹿児島市在住の〇〇〇〇さん。譲渡人が、薩摩郡さつま町在住の〇〇〇〇さん。土地表示、武本床ノ之段〇〇〇〇番、田、1325㎡。外2筆。計3筆。計4,867㎡。事業目的ですが山林クヌギ130本植えるということです。申請理由ですが、当該地は山間部であるため耕作に不向きであり、今回近隣に山林を保有している譲受人に売り払いたいためということであります。申請地は地目が田となっておりますが、現況は栗と柿を植えてあります。30年以上の老木です。果実の収穫ができそうな木ではありません。譲渡人は、相続でこの土地を取得されましたが、さつま町在住で管理することが困難であるため、売渡を希望されたちゅうことで、周囲は全て山林化しております。ここは、国道328号を通過して宮之城方面に行けば、紫尾の里という福祉施設があります。この辺りは、定之段という所で、昔は小学校があった所ですが、今は2世帯3人が暮らしていらっしゃる寂しい所です。その辺一帯は田んぼもありましたが、全て山林化しております。ここの地目は田ということですが、30年ぐらい前に〇〇を植栽、栗と柿を植栽されたということでありました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地ということ

であります。農地区分と転用目的に問題はありませので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。  
（「なし。」との声）

議長 ないようです。調査員の報告では、1項から5項まで、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
（「なし。」との声）

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、1項から5項まで許可相当と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。10番委員。

10番 はい10番委員です。非農地証明願について。

1項。申請人、高尾野町江内〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さん。土地表示、高尾野町江内〇〇〇番〇、畑、27㎡。外2筆です。課税地目は、全部畑になっております。非農地となった年月日は、昭和36年月日不詳です。土地改良地区外、農用地区域外です。位置図は後ろのページに載っております。江内小学校を見ながら、山の方登って行った所にございました。地籍図をご覧になって、畑では全然なくてももう全て殆どコンクリート張りをされていて、昔鶏舎だったんだろうなというような鶏舎の残骸があつて、あとはもう廃材が点在しているような物置みたいな感じのが点在しているような所にございました。畑に復元することは到底不可能であると判断されましたので、承認と判断いたしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。  
（「なし。」の声）

議長 なしということで、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声）

議長 議案第5号 非農地証明願については承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

（その他）

○転用申請の取り扱いについて

議長 転用申請の取り扱いということで、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法で取得後の転用申請の取り扱いについて事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法での農地取得後の転用申請の取扱いについて説明いたします。資料の70ページと71ページになります。この取り扱いにつきましては、資料70ページの上の方にありますが、平成30年1月総会までの取り扱いでは、農地法第3条による所有権移転された農地の転用申請については、1作以上の耕作実績がある場合には申請書を受理する、受け付ける。また、農業経営基盤強化促進法による農地の場合は特に取り決めがありませんでした。しかし、昨今、3条で取得した農地をもう一作したからすぐ転用してしまうという案件が増え出したということで、平成30年1月の総会



でこのことについての審議がなされました。この時決定した取り扱いが、1 農地法第3条により取得した農地については、真ん中ほどにありますように、病気とか事故等の特段の事情により、農業経営が継続できないと判断される場合はやむを得ないと思われることから1作以上といった期間は設けずに転用申請は受理する。また、特段の事情がない場合は、申請書を受け付けないと決定しました。2 経営基盤強化促進法につきましては、法の目的から原則農業用施設以外は受理しない、受け付けない。ただし、特段の事情がある場合は3条の取り扱いと同じにするとということで決定しています。しかし、今回行政書士の方から特段の事情がある場合は、転用申請は受理する。特段の事情がない場合には、転用申請は受け付けないということはできないんじゃないですか。と指摘がありました。その根拠法令がここにあり、行政手続法の第7条の規定です。そこに申請がなされた場合にはそれを不受理とすることができない。となっています。そこで、資料の71ページになりますけれども、今後の取り扱いについては、下記のとおり変更したいということで提案しました。1 農地法第3条により取得した農地については、3条許可を受けて取得した農地を転用したいということで許可の申請があった場合は、耕作目的で取得した農地を農地以外の用途に供することとなった正当な事情があるかどうかを確認し、正当な事情がある場合は、その事情を説明する理由書を添付してもらうようよう指導する。また、正当な事情があることが認められない場合は、3条許可申請当時において既に当該農地を転用する意図を持っていたものと判断せざるを得ないため、農業委員会において当初の3条許可を取り消すか又は申請人に対して3条許可の取消申請を行うよう指導するということです。

もし、既に所有権移転登記されていた場合は、原則としてその登記の抹消手続きを完了してから申請をしてもらうように指導するということです。この抹消の手続につきましては、3条許可を取り消しただけでは登記上所有権が残ってしまいますので、抹消までの手続を指導するということになります。

それから、2の農業経営基盤強化法促進法により取得した農地については、農地法第3条と同じ取り扱いにするとということです。ただし、利用目的が農業用施設である場合は、本日も上がっていましたように基盤法による転用でありますので、転用許可は必要ないということになります。そこで、3の適用時期ですが、この取り扱いを令和2年4月から適用するというので、広報、ホームページ等を通じて市民へ周知を図るということです。以上説明しましたがけれども、中には理由書を添付せず正当な事情なしで3条の申請をすることがあるかもしれませんが、この申請に対しては不受理はできませんので、いったん受け付けてから総会で諮るということになりますが、この別紙になりますけれどもこれを総会で諮った時の許可にするのか不許可にするのかのかというその判断の基準になります正当な事情についての案をそこに上げました。農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法での取得後の転用申請の取り扱いに係る正当な事情についてです。このことについて次のような場合は、正当な事情があると判断するというので、1 病気・怪我等により耕作不能となった場合 2 死亡した場合 3 補助事業が伴う転用である場合 4 転用目的が農業用施設等であり、転用申請地が農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により取得した農地を含めなければ、転用が困難である場合ということで、これは今回58ページにあった4条申請の野村畜産の件になると思います。 5 転用目的が認定農業者及び主たる農業後継者の農家住宅である場合

6前各項に掲げるもののほか、農業委員会が適当と認める場合 以上正当な事情があると判断する場合の案を上げましたのでよろしく御審議をお願いします。

議長 　ただ今、事務局の方から説明がありました。皆さんの御意見をお聞きいたします。どなたからでも結構です。

議長 　御理解できましたか。農地法3条で取得しておいてすぐに転用で宅地に変えるという行為に対して出水市では1年1作以上は作らないといけないということだったんですけど、これを行政書士の方がちょっとおかしいのではないのかということで、県内の状況を調べている地域差はありますが、出水市は3条取得の場合はこのような判断をしたいということで案を作って皆さんにお諮りしたいということでございます。

12番 　ほかのところはどのような状況ですか。

議長 　はい。事務局。

事務局 　30年に話をされた時に一覧表を付けてあったと思いますが、今会長が言われましたようにまちまちであります。一番多いのは30年まで出水市が取り決めていた1作1年以上というのが半分ぐらいはあるのかなというところですよ。あとは3年以上というところもあります。ここにはありませんが、各農業委員会で要領等を取り決めてこのよなかたちで議決をいただいて3年にするとか1年にするとかですね判断をしています。また、そういう基準を定めていないというところもあります。どこもこの判断に苦慮しているということで各市の協議会でも3度くらこの議題が上がっていて、ちょうど30年は29年に出水市が上げて各市の状況を取りまとめてこの総会にお示して1作という条件を外したのが30年の総会になります。ただその後周知をしていなかったものですから、今回きちっと周知をして皆さまにお分かりいただきたいということと、併せて最後に添付していますこれは平成18年に県が通知を出していますが、これに基づいて取り扱いをしたいという案でございます。

議長 　はい。どうぞ。

31番 　推進委員の川畑です。ただ今局長さんの方から説明がありましたここに書いてある1項から6項まで規程を設けると確かにあまり簡単に1作だけ耕作してもらっても、なんのために農業委員会は審議したのか無意味になるのではと思います。でもかたやですね、法律にあるのでこれも重視しないといけないし、ここの70ページに書いてありますように行政書士から申請の不受理はできないのではないかと指摘があった場合に私は法律家ではありませんので、はっきりわかりませんがこういうところの壁につき当たった場合我々はどう対応して良いのか、申請された場合不受理することができるのか、そこで、この行政手続法の第7条があるじゃないですかと言われた時に出水市農業委員会も跳ね返されないように乗り切れるような対策、意見を持っておいた方が良いのではということで意見を述べました。以上です。

事務局 　今、川畑委員から御指摘があった訳ですけども、まずですねこの70ページのこの行政手続法第7条にありますように、受付受理をしないということがまずできないわけですね。申請された書類が整っていればこちらも受理しないといけない。30年の総会ではこれを受理をできませんと決めたものですからこのことがまずかったということになります。

　これについては今回表現を変えて受理はできますということと、総会で許可にするのか不許可にするのかの判断をするということになります。受理はするんですけど、ただその書

類にも不備がある場合は、修正を求めたりとかしてですね、いろいろやり取りして良いですよ。ただ5日が締め切りですので5日までに申請書を出されれば一旦受理をしないとイケないということになります。そのあと書類のチェックをして総会資料を作成するわけですけども、その時必要な資料等があれば求めてですねきちとした申請書に仕上げるという手続きをとるのですが、30年の総会ではその受理自体をできませんよと、それについて指摘があったということでその点についてはこちらもうっかりしていて、そういうことで今回その受理をしないというのは無くしてですね、これを改めて受理はします、ただし中身については今後の取り扱いということで説明しましたように正当な事由があった時にだけ転用の許可をするという判断をしていただくということで本日案を上げさせていただいたところです。

議長 他にありませんか。71ページでですね、そのような事もありまして、今後の取り扱いのおりこのように変更したいということでございます。説明でありましたように正当な事情がある場合はその理由書を添付していただくように指導する。それを確認して正当な事情があると確認されない場合は、3条許可申請当時において農地を転用する意図を持っていたものと判断せざるを得ないため、当初の3条許可を取り消すか又は申請人に対して3条許可の取り消し申請を行うよう指導するという対応を行なっていくという案件であります。

1番 1作2作はもう関係ないということですね。

議長 その通りです。それでは今後はこのような取り扱いでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 それでは、この取り扱いで周知徹底をよろしくお願いします。

○コロナウイルスに伴う総点検活動の活動自粛（3月15日まで）について

(事務局説明、省略)

議長 以上をもちまして第19回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

